第２	一　般　取　扱　所　の　基　準	令19－１

１　一般取扱所（基本形）の基準

政令第９条第１項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。（政令第１９条第１項）

一般取扱所には、様々な形態があり、その規模、危険物の取扱量等も異なるが、危険物の取り扱いを行う施設であるということから製造所の基準が準用される。（＊＊）

第３	特 殊 な 位 置 及 び 対 象 の 一 般 取 扱 所	令19－１

１　概要

特殊な位置及び対象の一般取扱所については、類形化された一般取扱所（政令第１９条第２項～第４項）以外にも危険物の取扱い形態により、政令第９条第１項の規定をそのまま準用し難く、その位置、構造及び設備について政令２３条の基準の特例適用や運用基準によって運用されているものがあり、次にその例を示す。　（＊＊）

(1) 階層住宅等の燃料供給施設の一般取扱所
（平成１５年８月６日付消防危第８１号）
(2) 動植物油類の一般取扱所
（平成元年７月４日付消防危第６４号質疑）
(3) 変電所等の一般取扱所
（昭和３６年５月１０日付自消甲予発第２５号）
(4) 製油所等におけるドラム充塡所
（昭和３６年５月１０日付自消甲予発第２５号）
(5) トラックターミナルの一般取扱所
（昭和５７年８月１１日付消防危第８２号質疑）

第４	類 型 化 さ れ た 特 例 の 一 般 取 扱 所	令19－２

１　政令第１９条第２項に掲げる類型化された特例の一般取扱所

類型化された一般取扱所については、基準の特例が定められている。

（政令第１９条第２項抜粋）

第１項の一般取扱所が原則として、１棟又は一連の工程をもって一の許可単位（「１棟規制」という。以下同じ。）としているのに対し、第２項の一般取扱所は、危険物の取扱形態が類型化できるものについて第１項の基準の特例が定められ、これらの施設形態（危険物の充填、容器詰替えを除く。）のものについては、建築物の一部に設ける（「部分規制」という。以下同じ。）ことができる。

なお、設置しようとする一般取扱所が第１項及び第２項等複数の基準を満足する場合いずれの技術基準を適用するかは、設置者の意思により選択できるものである。　（＊＊）

２　複数設置の例

部分規制の一般取扱所には、区画室単位（耐火構造で区画）の規制と設備単位（設備の周囲に空地を設ける）の規制がある。

(1) 一の建築物に複数の一般取扱所（政令第１９条第２項第４号、第５号に規定するものを除く。）の設置が認められ、更に、政令第２条及び第３条の危険物施設のうち部分規制されるものも同一建築物内に設けることができる。

（平成元年７月４日付消防危第６４号質疑）

部分規制（区画室単位）の一般取扱所の設置例

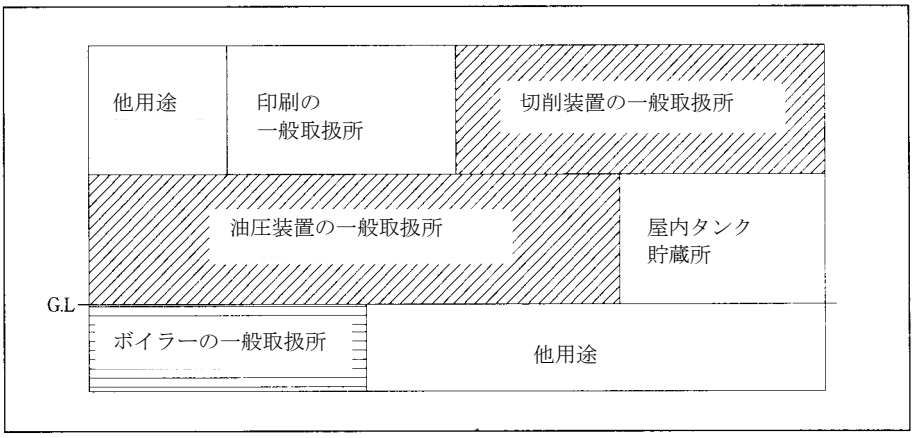

部分規制（設備単位）の一般取扱所の設置例

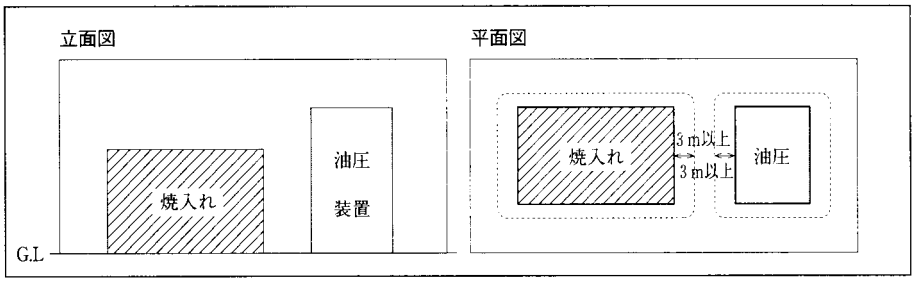

(2) 設備単位で規制される一般取扱所において、政令第１９条第２項各号で同一のものの危険物を取り扱う設備を複数設置する場合、複数の設備を一の一般取扱所として、その周囲に幅３m以上の空地を保有することをもって足りる。

（平成元年７月４日付消防危第６４号質疑）

(3) 同一室内に設備単位で規制される一般取扱所で、政令第１９条第２項の異なった号の危険物を取り扱う設備を複数設置する場合、危険物を取り扱う設備周辺に設ける幅３m以上の空地は、相互に重なってはならない。したがって、それぞれが一の設備単位で規制される。（平成元年３月１日付消防危第１４号）

(4) 政令第１９条第２項各号で定める一般取扱所は、危険物取扱形態ごとの許可であり、１つの許可で他の取扱形態との混在は認められない。

（平成元年７月４日付消防危第６４号質疑）

なお、政令第１９条第１項の基準について政令第２３条を適用し、同条第２項各号に掲げられた取扱形態のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所を室内に設置することが認められた。（平成１０年３月１６日付消防危第２８号）

(5) 部分規制の一般取扱所として取り扱うことができる工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、その工程を含めて区画し政令第１９条第２項に規定する一般取扱所とすることができる。（平成元年７月４日付消防危第６４号質疑）

第５	専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所	令19－２－１

１　専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所

塗装、印刷又は塗布のために危険物（第２類の危険物又は第４類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が３０未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）　（規則第２８条の５４第１号）

２　特例基準

吹付塗装作業等の一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第９条第１項第１号、第２号及び第４号から第１１号までの規定は、適用しない。　（規則第２８条の５５第１項、第２項抜粋）

(1) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること。

（規則第２８条の５５第２項第１号）

(2) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ７０㎜以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

（規則第２８条の５５第２項第２号）

①「これと同等以上の強度を有する構造」には、「耐火構造の構造方法を定める件」（平成１２年建設省告示第１３９９号）第１第１号に適合する壁及び第３第１号に適合する床も含まれる。　（令和５年３月２４日消防危第６３号質疑）

②「これと同等以上の強度を有する構造」には、建築基準法第２条第７号並びに同法施行令第１０７条第１号及び第２号（第１号にあっては、通常の火災による加熱が２時間加えられた場合のものに限る。）の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床も含まれる。

（令和５年３月２４日消防危第６３号質疑）

(3) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、窓を設けないこと。

（規則第２８条の５５第２項第３号）

(4) 建築物の一般取扱所の用に供する部分の出入口には、特定防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁及び当該部分以外の部分との隔壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。

（規則第２８条の５５第２項第４号）

(5) 液状の危険物を取り扱う建築物の一般取扱所の用に供する部分の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。

（規則第２８条の５５第２項第５号）

(6) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。　（規則第２８条の５５第２項第６号）

(7) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある建築物の一般取扱所の用に供する部分には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

（規則第２８条の５５第２項第７号）

(8) 換気の設備及び前号の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。

（規則第２８条の５５第２項第８号）

政令第１９条第２項第１号において準用する政令第９条第１項の基準

条　　項	基　　準　　内　　容
第９条第１項第３号	標識、掲示板の設置
第９条第１項第12号	屋外設備周囲の囲い
第９条第１項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第９条第１項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第９条第１項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第９条第１項第16号	加圧装置等の安全装置
第９条第１項第17号	電気設備の構造等
第９条第１項第18号	静電気除去装置の設置
第９条第１項第19号	避雷設備の設置
第９条第１項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第９条第１項第21号	配管の位置、構造及び設備
第９条第１項第22号	電動機、ポンプ等

３　作業形態

該当する作業形態としては次のようなものがあり、機械部品等の洗浄作業は含まれない。
（平成元年７月４日付消防危第６４号質疑）

(1) 焼付塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸し塗り塗装等の塗装作業
(2) 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷等の印刷作業
(3) 光沢加工、ゴム糊・接着剤等の塗布作業

４　留意事項

(1) 当該一般取扱所は、耐火構造で区画するものであるが、さらに床と壁は出入口以外の開口部を有しない厚さ７０㎜以上の鉄筋コンクリート造等で区画するものとし、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。　（＊＊）

①　設置することができる部分は、建築物内に限られ、更に地階又は地階を有する部分以

外の部分である。地階とは、建築基準法施行令第１条第２号に規定する地階をいう。
なお、「地階」については、製造所第４によること。

② 「一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とする。」について、当該外壁の周囲に空地を確保することにより、その構造を不燃材料とすることはできない。（平成元年７月４日付消防危第６４号質疑）
なお、耐火構造は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

一般取扱所の区画室の構造例

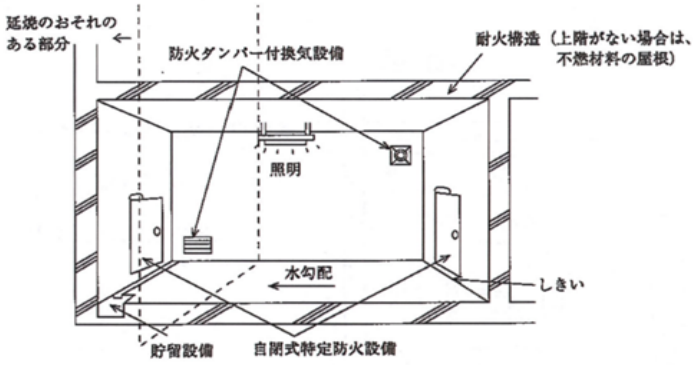

設置することが出来ない部分

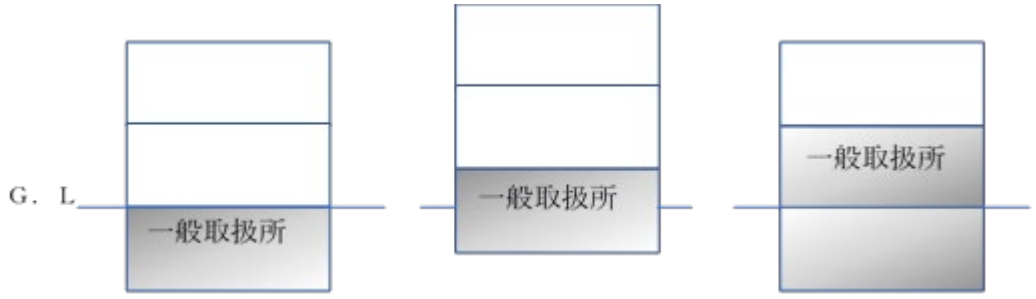

外壁の構造

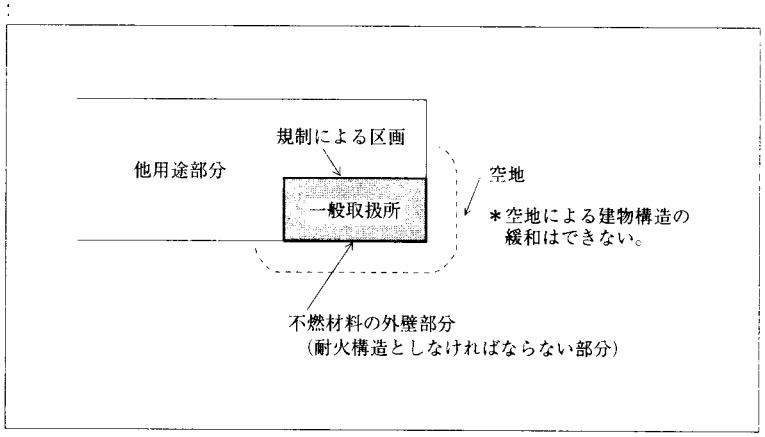

③　「厚さ７０㎜以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」として、建設省告示第１６７５号第２号の１のへに適合する壁（７５㎜以上の高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル）が認められている。

（平成２年１０月３１日付消防危第１０５号）

④　「延焼のおそれのある外壁」とは、別記７［延焼のおそれのある部分等］によること。

⑤　「特定防火設備」とは、製造所第７．１によること。

⑥　「危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設ける」とは、製造所第９．１によること。

⑦　「必要な採光、照明設備」とは、照明設備が設置されている場合で、十分な照度が確保されていれば採光は設けないことができる。

なお、必要な採光を屋根面に採る場合は、延焼のおそれの少ない場所であって、かつ、採光面積を最小限度にとどめた場合に限り、鉄材で補強されたガラスブロック又は網入りガラスとすることができる。（＊＊）

⑧　「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」については、製造所第１０．３．(2) 及び別記８［可燃性蒸気又は微粉の換気、排出設備の区分表］によること。

⑨　「防火上有効にダンパー等を設ける」とは、別記８［可燃性蒸気又は微粉の換気、排出設備の区分表］によること。

⑩　他の部分との区画壁に、防火上有効にダンパー等を設けた換気又は排出設備を設置しても差し支えない。（平成２年３月３１日消防危第２８号質疑問５）

(2) 消火設備については、倍数等にかかわらず消火困難な製造所等に該当するので留意すること。

第６	専ら洗浄作業等を行う一般取扱所	令19-2-1の2

１　専ら洗浄作業等を行う取扱所

洗浄のために危険物（引火点が４０℃以上の第４類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が３０未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）　（規則第２８条の５４第１号の２）

２　特例基準

(1) 洗浄作業の一般取扱所（指定数量の倍数が３０未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第９条第１項第１号、第２号及び第４号から第１１号までの規定は、適用しない。　（規則第２８条の５５の２第１項、第２項抜粋）

① 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の５分の１未満のものを除く。）の周囲には、規則第１３条の３第２項第１号の規定の例による囲いを設けること。
（規則第２８条の５５の２第１項第１号）

② 危険物を加熱する設備には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること
（規則第２８条の５５の２第２項第２号）

③ その他一般取扱所第５．２．(1) から (8)に掲げる基準に適合するものであること。
（規則第２８条の５５の２第２項第３号）

(2) 専ら洗浄作業のための一般取扱所（指定数量の倍数が１０未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、基準に適合するものについては、政令第９条第１項第１号、第２号及び第４号から第１１号までの規定は、適用しない。（規則第２８条の５５の２第３項抜粋）

① 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が不燃材料で造られ、かつ、天井を有しない平屋建の建築物に設置すること。　（規則第２８条の５５の２第３項第１号）

② 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅３ｍ以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から３ｍ未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。　（規則第２８条の５５の２第３項第２号）

③ 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。⑥において同じ。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。　（規則第２８条の５５の２第３項第３号）

④ 危険物を取り扱う設備は、当該設備の内部で発生した可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が当該設備の外部に拡散しない構造とすること。ただし、その蒸気又は微粉を直接屋外の高所に有効に排出することができる設備を設けた場合は、この限りでない。
（規則第２８条の５５の２第３項第４号）

⑤ 上記④のただし書きの設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。
（規則第２８条の５５の２第３項第５号）

⑥ その他一般取扱所第５．２．(6) から(8) まで並びに上記２．(1) ．①．②に掲げる基準に適合するものであること。　（規則第２８条の５５の２第３項第６号）

政令第１９条第２項第１号の２において準用する政令第９条第１項の基準

条　　項	基　準　内　容
第９条第１項第３号	標識、掲示板の設置
第９条第１項第12号	屋外設備周囲の囲い
第９条第１項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第９条第１項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第９条第１項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第９条第１項第16号	加圧装置等の安全装置
第９条第１項第17号	電気設備の構造等
第９条第１項第18号	静電気除去装置の設置
第９条第１項第19号	避雷設備の設置
第９条第１項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第９条第１項第21号	配管の位置、構造及び設備
第９条第１項第22号	電動機、ポンプ等

３　作業形態

該当する作業形態としては、機械電子部品の引火点を有する洗浄剤による洗浄等が該当する。

４　留意事項

(1) 上記２．(1) の一般取扱所は、一般取扱所部分を耐火構造で区画するものであるが、更に床と壁は出入口以外の開口部を有しない厚さ７０㎜以上の鉄筋コンクリート造等で区画するものとし、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。

① 「危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の５分の１未満のものを除く。）の周囲には、規則第１３条の３第２項第１号の規定による囲いを設けること」とは、別記９［２０号タンク］の８．(1)．(2) の例によること。

② 危険物の過熱防止装置については、製造所第１３「温度測定装置」及び第１４「加熱乾燥設備」によること。

③　一般取扱所第５．２．(1) から (8)に掲げる基準に適合するものであることから、一般取扱所第５．４ 留意事項参照のこと。

(2) 上記２．(2) の一般取扱所は、不燃材料で造られた天井を有しない平屋建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に３ｍの空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。

①　「不燃材料及び耐火構造」とは、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

②　「貯留設備及び排水溝」の構造については、製造所第９．２．(3) から(5) によること。

③　一般取扱所第５．２．(6) から(8) 及び上記２．(1) ．①．②の基準に適合するものであることから、上記４．(1) ．①．②及び一般取扱所第５．４．(1) ．⑦から⑨参照のこと。

(3) 消火設備については、倍数等にかかわらず消火困難な製造所等に該当するので留意すること。

第７	専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所	令19－２－２

１　専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所

焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が７０℃以上の第４類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が３０未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）　（規則第２８条の５４第１号の２）

２　特例基準

(1) 焼入れ又は放電加工のための一般取扱所（指定数量の倍数が３０未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第９条第１項第１号、第２号及び第４号から第１１号までの規定は、適用しない。

（規則第２８条の５６第１項、第２項抜粋）

① 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ７０㎜以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。　（規則第２８条の５６第２項第１号）

ア「これと同等以上の強度を有する構造」には、「耐火構造の構造方法を定める件」（平成１２年建設省告示第１３９９号）第１第１号に適合する壁及び第３第１号に適合する床も含まれる。　（令和５年３月２４日消防危第６３号質疑）

イ「これと同等以上の強度を有する構造」には、建築基準法第２条第７号並びに同法施行令第１０７条第１号及び第２号（第１号にあっては、通常の火災による加熱が２時間加えられた場合のものに限る。）の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床も含まれる。

（令和５年３月２４日消防危第６３号質疑）

② 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、上階がある場合にあっては上階の床を耐火構造とし、上階のない場合にあっては屋根を不燃材料で造ること。

（規則第２８条の５６第２項第２号）

③ 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。　（規則第２８条の５６第２項第３号）

④ その他一般取扱所第５．２．(1) から (8)（(2) を除く。）の基準に適合するものであること。　（規則第２８条の５６第２項第４号）

(2) 専ら焼入れ又は放電加工のための一般取扱所（指定数量の倍数が１０未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、基準に適合するものについては、政令第９条第１項第１号、第２号及び第４号から第１１号までの規定は、適用しない。

（規則第２８条の５６第３項抜粋）

① 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅３ｍ以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から３ｍ未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。　（規則第２８条の５６第３項第１号）

② 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。次号において同じ。）の

床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。　　（規則第２８条の５６第３項第２号）

③　その他一般取扱所第５．２．(6) から(8) まで、一般取扱所第６．２．(2) ①及び上記２．(1) ③に掲げる基準に適合するものであること。

（規則第２８条の５６第３項第３号）

(3) 放電加工機には、次に掲げる安全装置を設置すること。　　（＊＊）

①　液温検出装置

加工液の温度が設定温度（６０℃以下）を超えた場合に、直ちに加工を停止することができる装置

②　液面検出装置

加工液の液面が設定位置より低下した場合に、直ちに加工を停止することができる装置

③　異常加工検出装置

極間に炭化物が発生、成長した場合に、直ちに加工を停止することができる装置

④　自動消火装置

加工液に引火したとき、自動的に火災を感知し、直ちに加工を停止させるとともに警報を発し、消火できる機能を有する装置

(4) 放電加工機の本体については、危険物保安技術協会が「放電加工機の火災予防に関する基準」により安全装置等の安全性を確認したものに対し「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されているので、貼付済みのものを設置する必要がある。

（昭和６１年１月３１日付消防危第１９号抜粋）

放電加工機型式試験確認済証

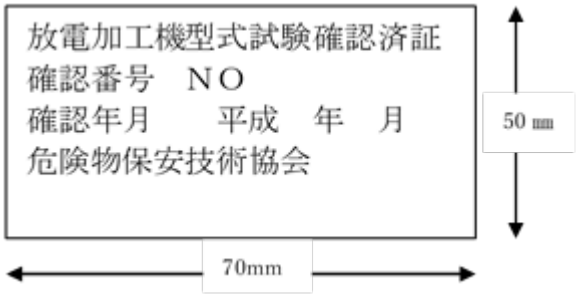

備考１　放電加工機型式試験確認済証は金属板とし、厚さは０．３ｍｍとする。

２　放電加工機型式試験確認済証の地は赤色とし、文字は銀色とする。

政令第１９条第２項第２において準用する政令第９条第１項の基準

条　　項	基　　準　　内　　容
第９条第１項第３号	標識、掲示板の設置
第９条第１項第12号	屋外設備周囲の囲い
第９条第１項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第９条第１項第14号	加熱装置等の温度測定装置

第９条第１項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第９条第１項第16号	加圧装置等の安全装置
第９条第１項第17号	電気設備の構造等
第９条第１項第18号	静電気除去装置の設置
第９条第１項第19号	避雷設備の設置
第９条第１項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第９条第１項第21号	配管の位置、構造及び設備
第９条第１項第22号	電動機、ポンプ等

３　作業形態

(1) 焼入れとは、主として鉄鋼製機械部品の耐疲労性、耐磨耗性の向上などを目的とする熱処理の一つの方法であり、焼入れを行う装置には、加熱装置と冷却装置が一体となったものや別置きのものがある。本規定でいう焼入れとは、冷却装置に油を使用するもので、炉の燃料として使用する油を含め引火点が７０℃以上の第４類の危険物を使用するものに限られる。　（＊＊）

焼入れ装置の例

焼入れ装置（連続処理装置）の構造例

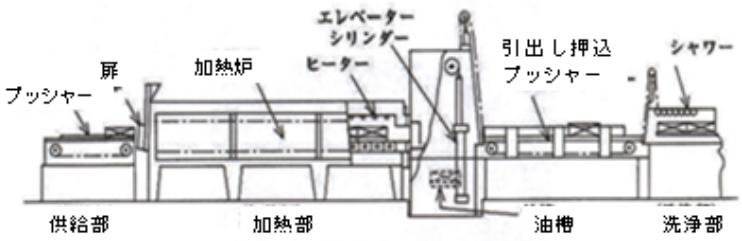

焼入れ装置（バッチ式処理装置）の構造例

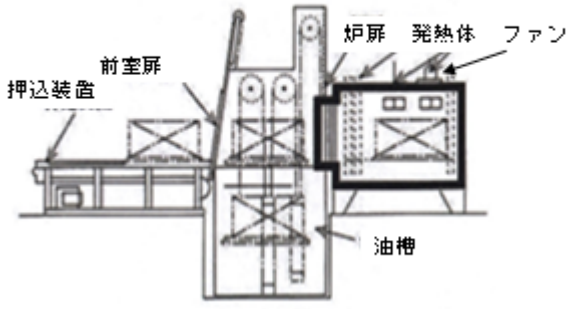

(2) 放電加工機とは、電気絶縁性が高い加工液（油）中で工具を電極として工作物に接近させ、工具と工作物との間に10～50μｍ程度の間隔を保って過渡アーク放電を繰り返し発生させ、放電の際の熱と圧力の作用で工作物の表面を加工するものである。

加工液には、粘度の低いスピンドル油が使用されるが、灯油が代用されることがある。

放電加工機の構造は、機械本体と加工液供給装置で構成され、機械本体は電極送り機構と加工槽等からなっている。（＊＊）

放電加工機の例

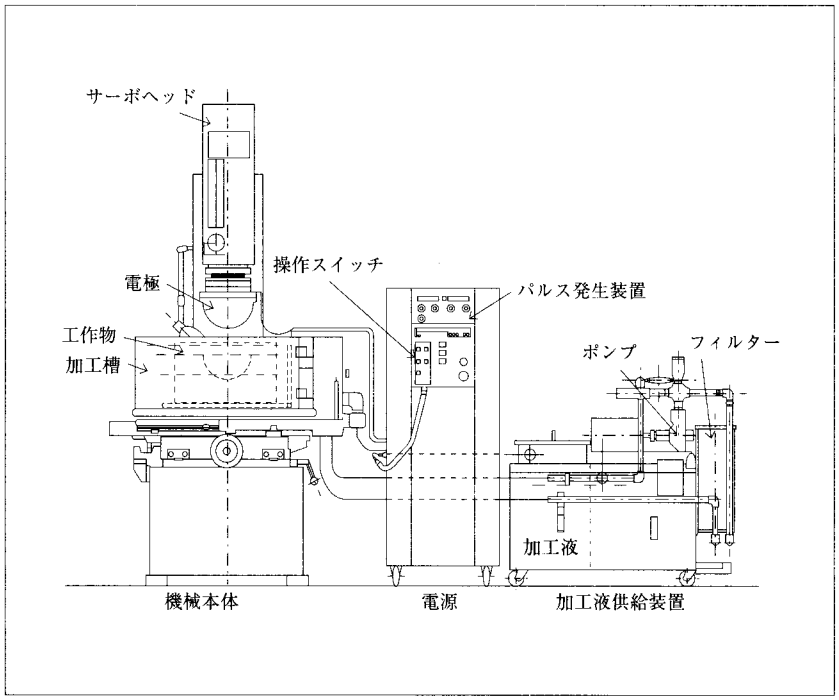

4　留意事項

(1) 上記２．(1) の一般取扱所は、一般取扱所部分を耐火構造で区画するものであるが、更に床と壁は出入口以外の開口部を有しない厚さ７０㎜以上の鉄筋コンクリート造等で区画するものとし、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。（＊＊）

① 「厚さ７０㎜以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」とは、一般取扱所第５．４．(1)．③によること。

② 不燃材料及び耐火構造とは、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

③ 一般取扱所第５．２（(2)を除く。）に掲げる基準に適合するものであることから、一般取扱所第５．４ 留意事項参照のこと。

一般取扱所の区画室の構造例

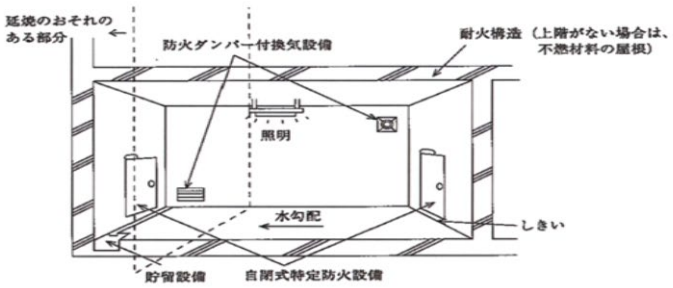

(2) 上記２．(2) の一般取扱所は、不燃材料で造られた天井を有しない平屋建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に３ｍの空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。（＊＊）

① 危険物を取り扱う設備の周囲に幅３ｍ以上の空地を保有しなければならないが、壁、柱が耐火構造で出入口（自動閉鎖特定防火設備）以外に開口部がない場合は、幅３ｍ未満の空地でもよい。

② 一般取扱所第５．２．(6) から(8) 及び上記２．(1) ③の基準に適合するものであることから、一般取扱所第５．４．(1) ．⑦から⑨及び上記４．(1) ．③参照のこと。

(3) 消火設備については、「危険物製造所等の消火・警報設備の概要」によること。

なお、当該設備は、倍数等にかかわらず消火困難な製造所等に該当するので留意すること。

一般取扱所の例

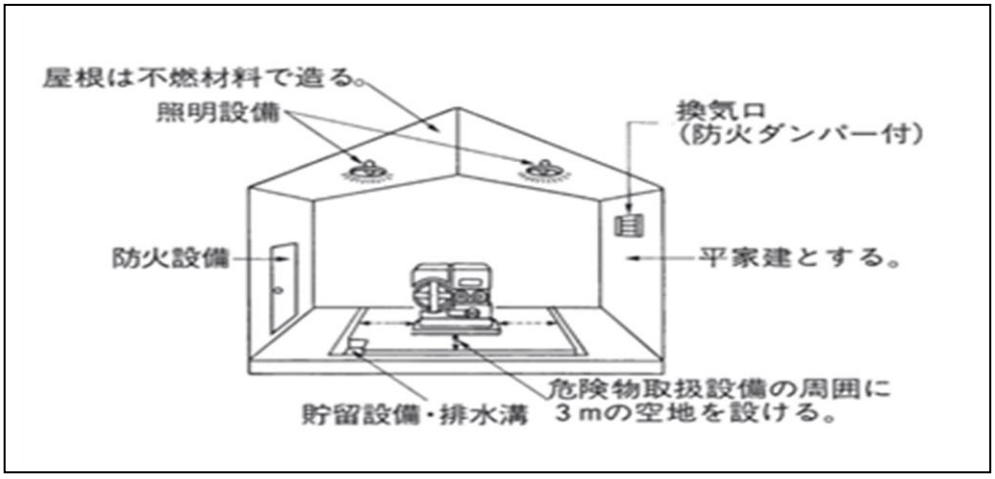

空地の保有例

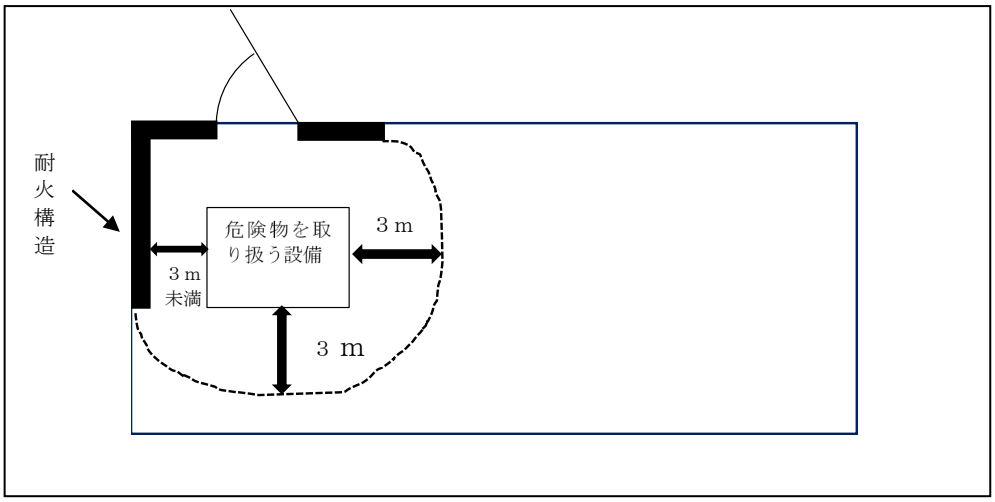

第８	危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	令19－２－３

１　危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が４０℃以上の第４類の危険物に限る。）を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が３０未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）　（規則第２８条の５４第３号）

２　特例基準

(1) ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（指定数量の倍数が３０未満のもの）を消費する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第９条第１項第１号、第２号及び第４号から第１１号までの規定は、適用しない。
（規則第２８条の５７第１項、第２項抜粋）

① 一般取扱所第５．２．(3) から(8) 並びに第７．２．(1).①. ②に掲げる基準に適合するものであること。　（規則第２８条の５７第２項第１号）

② 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、地震時及び停電時等の緊急時にボイラー、バーナーその他これらに類する装置（非常用電源に係るものを除く。）への危険物の供給を自動的に遮断する装置を設けること。　（規則第２８条の５７第２項第２号）

③ 危険物を取り扱うタンクは、その容量の総計を指定数量未満とするとともに、当該タンク（容量が指定数量の５分の１未満のものを除く。）の周囲に規則第１３条の３第２項第１号の規定の例による囲いを設けること。　（規則第２８条の５７第２項第３号）

(2) ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（指定数量の倍数が１０未満のもの）を消費する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第９条第１項第１号、第２号及び第４号から第１１号までの規定は、適用しない。
（規則第２８条の５７第３項抜粋）

① 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅３ｍ以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から３ｍ未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。　（規則第２８条の５７第３項第１号）

② 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。次号において同じ。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。　（規則第２８条の５７第３項第２号）

③ 一般取扱所第５．２．(6) から(8) まで、第６．２．(2).①並びに上記２．(1) ．②. ③に掲げる基準に適合するものであること。　（規則第２８条の５７第３項第３号）

(3) ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（指定数量の倍数が１０未満のもの）を消費する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第９条第１項第１号、第２号及び第４号から第１２号まで及び第２０号イ（防油堤にかかる部分に限る。）の規定は、適用しない。　（規則第２８条の５７第４項抜粋）

① 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に設置すること。　（規則第２８条の５７第４項第１号）

② 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、屋上に固定する

こと。　（規則第２８条の５７第４項第２号）

③　危険物を取り扱う設備（危険物を取り扱うタンク及び危険物を移送するための配管を除く。）は、キュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。）のものとし、当該設備の周囲に高さ０．１５ｍ以上の囲いを設けること。

（規則第２８条の５７第４項第３号）

なお、流出防止の囲いは、キュービクル式設備の外箱（底部から高さ０．１５ｍの囲いに該当する箇所から油が外部に漏れない構造のものに限る。）で代替することができる。

（＊＊＊）

④　前③の設備の内部には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。　（規則第２８条の５７第４項第４号）

⑤　危険物を取り扱うタンクは、その容量の総計を指定数量未満とすること。

（規則第２８条の５７第４項第５号）

⑥　屋外にある危険物を取り扱うタンクの周囲に高さ０．１５ｍ以上の規則第１３条の３第２項第１号の規定の例による囲いを設けること。

（規則第２８条の５７第４項第６号）

⑦　前③及び⑥の囲いの周囲に幅３ｍ以上の空地を保有すること。ただし、当該囲いから３ｍ未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該囲いから当該壁及び柱までの距離の空地を保有することをもって足りる。　（規則第２８条の５７第４項第７号）

⑧　前③及び⑥の囲いの内部は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

（規則第２８条の５７第４項第８号）

なお、キュービクル式のもので油が外部に漏れない構造（キュービクル内に油を貯留でき、かつ、漏油時に当該設備への送油を停止する等、外部への漏れあふれ防止対策を講じたものに限る）であれば、政令第２３条の規定を適用し、囲い内部の貯留設備及び油分離装置を省略することができる。　（＊＊＊）

⑨　屋内にある危険物を取り扱うタンクは、次に掲げる基準に適合するタンク専用室に設置すること。　（規則第２８条の５７第４項第９号）

ア　政令第１２条第１項第１３号から第１６号までの基準の例によること。

イ　タンク専用室は、床を耐火構造とし、壁、柱、及びはりを不燃材料で造ること。

ウ　タンク専用室には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

エ　可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのあるタンク専用室には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

オ　危険物を取り扱うタンクの周囲には、規則第１３条の３第２項第１号の規定の例による囲いを設けるか、又はタンク専用室の出入口のしきいを高くすること。

⑩　換気の設備及び前エの設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。

（規則第２８条の５７第４項第１０号）

⑪　上記２．(1)．②に掲げる基準に適合するものであること。

（規則第２８条の５７第４項第１１号）

(4) 上記２．(1) ．②の「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」には、次の装置が該当するものであること。　　（＊＊）

① 対震安全装置

地震動を有効に検出し危険な状態となった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式であること。

なお、対震安全装置は、公的機関等により性能の確認されているものとする。

② 停電安全装置

ボイラーが作動中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、再通電された場合でも危険のないもの。

③ 炎監視装置

起動時にバーナーに着火しなかった場合、又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式とする。

④ からだき防止装置

ボイラーに水をいれないで運転した場合、又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置。

⑤ 過熱防止装置

温度調節装置（平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調節できる装置）の機能の停止又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式とする。

政令第１９条第２項第３号において準用する政令第９条第１項の基準
（２．(3) については１２号、２０号の一部除く）

条　　項	基　　準　　内　　容
第９条第１項第３号	標識、掲示板の設置
第９条第１項第12号	屋外設備周囲の囲い
第９条第１項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第９条第１項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第９条第１項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第９条第１項第16号	加圧装置等の安全装置
第９条第１項第17号	電気設備の構造等
第９条第１項第18号	静電気除去装置の設置

第９条第１項第19号	避雷設備の設置
第９条第１項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第９条第１項第21号	配管の位置、構造及び設備
第９条第１項第22号	電動機、ポンプ等

３　留意事項

(1) 当該一般取扱所は、ボイラー、焼却炉、発電設備などで、引火点が４０℃以上の第４類の危険物のみを消費する一般取扱所で、取り扱う危険物の総量が指定数量の倍数が３０倍未満のものである。また、規則第２８条の５７第２項、第３項及び第４項による３つのタイプがあり、第３項、第４項を適用する一般取扱所は、指定数量の倍数が１０未満のものに限る。　（＊＊）

(2) 上記２．(1) の一般取扱所は、一般取扱所部分を耐火構造で区画し、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。　（＊＊）

① 非常用発電設備にあっては、緊急時に危険物の供給を遮断する装置を手動式とすることができる。

② 一般取扱所第５．２．(3) から(8)並びに一般取扱所第７．２．(1).①．②に掲げる基準に適合するものであることから、一般取扱所第５．４（(1).①を除く。）留意事項参照のこと。

③ ボイラー等の危険物を消費する設備の排気筒（以下「排気筒」という。）は、一般取扱所第５．２．(8)の「換気の設備」に該当しないため、防火上有効なダンパー等の設置は要しない。　（平成２９年１０月３０日消防危第２１６号問１）

④ 排気筒は、当該排気筒の区画外の部分の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆することや排気筒を耐火構造の煙道内に設置すること等の措置が講じられている場合には、政令第２３条を適用し、一般取扱所第７．２．(1).①の他の部分との区画を貫通しても差し支えない。　（平成２９年１０月３０日消防危第２１６号問１）

(3) 上記２．(2) の一般取扱所は、不燃材料で造られた天井を有しない平屋建ての建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に３ｍの空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。　（＊＊）

① 「排水溝」の構造については、製造所第９．１．(5) によること。

② 一般取扱所第５．２．(6) から(8) まで、第６．２．(2).①並びに上記２．(1) ．②．③に掲げる基準に適合するものであることから、一般取扱所第５．４．(1) ．⑦から⑨並びに上記２．(4)、上記３．(2) ．①及び③参照のこと。

(4) 上記２．(3) の一般取扱所を、設置する場合にあっては、当該一般取扱所を、建築物の屋上に設けなければならない設備単位の部分規制の一般取扱所である。

① 「規則第１３条の３第２項第１号の規定の例による囲い」とは、一般取扱所第６．４．(1) ．①参照のこと。

② 「特定防火設備」は、製造所第７．１、「耐火構造」は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

③ 上記２．(3) ．⑦の「空地」については、架台等により空地内で段差がある場合、架

台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて空地として認めて差し支えない。

（平成２９年１０月３０日消防危第２１６号問２）

④　上記２．(3)．⑨．ウ、エについては、屋内貯蔵所第１５の例によること。

⑤　上記２．(3)．⑩中、「ダンパー等」とは、一般取扱所第５．４．(1)．⑨参照のこと。なお、排気筒は「換気の設備」に該当しないため、防火上有効なダンパー等の設置は要しない。（平成２９年１０月３０日消防危第２１６号問１）

⑥　上記２．(1)．②に掲げる基準に適合するものであることから、上記２．(4) 及び上記３．(2)．①参照のこと。

(5) 消火設備については、当該設備は、倍数等にかかわらず消火困難な製造所等に該当するので留意すること。

第９	専ら充填作業を行う一般取扱所	令19－２－４

１　専ら充填作業を行う一般取扱所

車両に固定されたタンクに液体の危険物（アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等及びヒドロキシルアミン等を除く。以下、同じ。）を注入する一般取扱所（当該取扱所において併せて液体の危険物を容器に詰め替える取扱所を含む。）

（規則第２８条の５４第４号）

２　特例基準

車両に固定されたタンクに液体の危険物を注入する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第９条第１項第５号から第１２号までの規定は、適用しない。　（規則第２８条の５８第１項、第２項抜粋）

(1) 建築物を設ける場合にあっては、当該建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口に防火設備を設けること。

（規則第２８条の５８第２項第１号抜粋）

(2) 前(1) の建築物の窓又は出入口にガラスを設ける場合は、網入ガラスとすること。

（規則第２８条の５８第２項第２号抜粋）

(3) 前(1) の建築物の二方以上は、通風のための壁を設けないこと。

（規則第２８条の５８第２項第３号）

(4) 一般取扱所には、危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（危険物を移送する配管を除く。）の周囲に、タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに危険物を安全かつ円滑に注入することができる広さを有する空地を保有すること。　（規則第２８条の５８第２項第４号）

(5) 一般取扱所に危険物を容器に詰め替えるための設備を設ける場合は、当該設備（危険物を移送する配管を除く。）の周囲に、容器を安全に置くことができ、かつ、当該容器に危険物を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さを有する空地を前(4)の空地以外の場所に保有すること。　（規則第２８条の５８第２項第５号抜粋）

(6) 前(4) 及び(5) の空地は、漏れた危険物が浸透しないための規則第２４条の１６の例による舗装をすること。　（規則第２８条の５８第２項第６号抜粋）

※規則第２４条の１６・・・給油取扱所（給油空地及び注油空地の舗装）参照

(7) 前(4) 及び(5) の空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように規則第２４条の１７の例

による措置を講ずること。　（規則第２８条の５８第２項第７号抜粋）

※規則第２４条の１７・・・給油取扱所（滞留及び流出を防止する措置）参照

政令第１９条第２項第４号において準用する政令第９条第１項の基準

条　　項	基　　準　　内　　容
第９条第１項第１号	保安距離
第９条第１項第２号	保有空地
第９条第１項第３号	標識、掲示板の設置
第９条第１項第４号	地階の禁止
第９条第１項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第９条第１項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第９条第１項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第９条第１項第16号	加圧装置等の安全装置
第９条第１項第17号	電気設備の構造等
第９条第１項第18号	静電気除去装置の設置
第９条第１項第19号	避雷設備の設置
第９条第１項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第９条第１項第21号	配管の位置、構造及び設備
第９条第１項第22号	電動機、ポンプ等

３　留意事項

(1) 危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備(以下､充塡設備という。と危険物を容器に詰め替えるための設備（以下、詰替え設備という。）を兼用して設けることができる。ただし、その場合でも、危険物を取り扱う空地は、それぞれ別に設けること。　（＊＊）

(2) 「耐火構造」とは、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

(3) 「防火設備」とは、製造所第７．１によること。

(4) 「網入りガラス」とは、製造所第８によること。

(5) 充塡設備の周囲に設ける空地及び詰替え設備の周囲に設ける空地の貯留設備（油分離装置を設ける場合を含む。）及び排水溝は、兼用とすることができる。　（＊＊）

(6) 詰替え設備の周囲の空地においては、車両に固定されたタンクに危険物を注入することはできないものであること。（＊＊）

(7) 詰替え設備として固定された注油設備を設ける場合は、規則第２５条の２（第２号ハからへまで及び第４号を除く。）に掲げる固定給油設備等の構造基準の例により設けること。（＊＊）

(8) 詰替え設備には、急激な圧力の上昇を防止する定流量弁等を設けるよう指導すること。

(9) 取り扱うことのできる危険物は、次の危険物を除く液体の危険物である。（＊＊）

① アルキルアルミニウム等とは、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム又はこれらのいずれかを含有するものをいう。（規則第６条の２の８）

② アセトアルデヒド等とは、第４類の危険物のうち特殊引火物のアセトアルデヒド若しくは酸化プロピレン又はこれらのいずれかを含有するものをいう。（規則第１３条の７）

③ ヒドロキシルアミン等とは、第５類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するものをいう。（規則第１３条の７）

(10)「貯留設備、油分離装置」とは、製造所第９．１．(3) 及び第１１．１．(3) によること。

(11)「水に溶けないもの」とは、温度２０℃の水１００ｇに溶解する量が１ｇ未満であるものをいい、危政令別表第３の性質欄に掲げる非水溶性とは異なるので注意すること。（平成元年７月４日付消防危第６４号質疑）

(12) 当該一般取扱所は、政令第１９条第２項を適用する一般取扱所の中で、唯一、保安距離、保有空地が適用される。（＊＊）

充填の一般取扱所の例

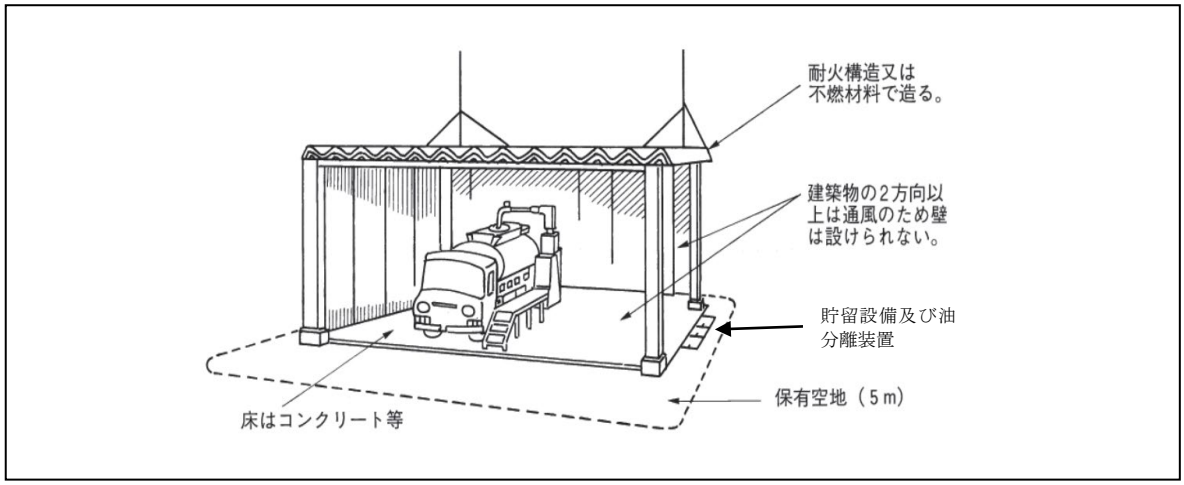

第10	専ら詰替え作業を行う一般取扱所	令19－２－５

１　専ら詰替え作業を行う一般取扱所

固定した注油設備によって危険物（引火点が４０℃以上の第４類の危険物に限る。）を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量４千１以下のタンク（容量２千１を超えるタンクにあっては、その内部を２千１以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入する一般取扱所で指定数量の倍数が３０未満のもの　（規則第２８条の５４第５号）

２　特例基準

固定した注油設備によって危険物を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量４千１以下のタンクに注入する一般取扱所の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第９条第１項（第３号、第１７号及び第２１号を除く。）の規定は適用しない。　（規則第２８条の５９第１項、第２項抜粋）

(1) 一般取扱所には、固定注油設備のうちホース機器の周囲（懸垂式の固定注油設備にあっては、ホース機器の下方）に、容器に詰め替え、又はタンクに注入するための空地であって、当該一般取扱所に設置する固定注油設備に係る次のイ又はロに定める広さを有するものを保有すること。

イ危険物を容器に詰め替えるための固定注油設備

容器を安全に置くことができ、かつ、当該容器に危険物を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さ

ロ危険物を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備

タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに危険物を安全かつ円滑に注入することができる広さ

（規則第２８条の５９第２項第１号抜粋）

(2) 前(1) の空地は、漏れた危険物が浸透しないための規則第２４条の１６の例による舗装をすること。　（規則第２８条の５９第２項第２号抜粋）

※規則第２４条の１６・・・給油取扱所（給油空地及び注油空地の舗装）参照

(3) 前(1) の空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように規則第２４条の１７の例による措

置を講じること。　（規則第２８条の５９第２項第３号抜粋）

※規則第２４条の１７・・・給油取扱所（滞留及び流出を防止する措置）参照

(4) 一般取扱所には、固定注油設備に接続する容量３万１以下の地下の専用タンク（以下「地下専用タンク」という。）を地盤面下に埋設して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けないこと。　（規則第２８条の５９第２項第４号）

(5) 地下専用タンクの位置、構造及び設備は、政令第１３条第１項（第５号、第９号（掲示板に係る部分に限る。）、第９号の２及び第１２号を除く。）、同条第２項（同項においてその例によるものとされる同条第１項第５号、第９号(掲示板に係る部分に限る。）、第９号の２及び第１２号を除く。）又は同条第３項（同項においてその例によるものとされる同条第１項第５号、第９号（掲示板に係る部分に限る。）、第９号の２及び第１２号を除く。）に掲げる地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例によるものであること。　（規則第２８条の５９第２項第５号）

(6) 固定注油設備に危険物を注入するための配管は、当該固定注油設備に接続する地下専用タンクからの配管のみとする。（規則第２８条の５９第２項第６号）

(7) 固定注油設備は、政令第１７条第１項第１０号に定める給油取扱所の固定注油設備の例によるものであること。（規則第２８条の５９第２項第７号）

(8) 固定注油設備は、道路境界線から次の表に掲げる固定注油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上、建築物の壁から２ｍ（一般取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、当該壁から１ｍ）以上、敷地境界線から１ｍ以上の間隔を保つこと。ただし、ホース機器と分離して規則第２５条の３の２各号に適合するポンプ室に設けられるポンプ機器又は油中ポンプ機器については、この限りではない。

（規則第２８条の５９第２項第８号）

固定注油設備の区分		距離
懸垂式の固定注油設備		４ｍ
その他の固定注油設備	固定注油設備に接続される注油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下この号において「最大注油ホース全長」という。）が３ｍ以下のもの	４ｍ
	最大注油ホース全長が３ｍを超え４ｍ以下のもの	５ｍ
	最大注油ホース全長が４ｍを超え５ｍ以下のもの	６ｍ

(9) 懸垂式の固定注油設備を設ける一般取扱所には、当該固定注油設備のポンプ機器を停止する等により地下タンク専用タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。（規則第２８条の５９第２項第９号）

(10) 一般取扱所の周囲には、高さ２メートル以上の塀又は壁であって、耐火構造のもの又は不燃材料で造られたもので次に掲げる要件に該当するものを設けること。

イ 開口部（防火設備ではめごろし戸であるもの（ガラスを用いるものである場合には、網入りガラスを用いたものに限る。）を除く。）を有しないものであること。

ロ 当該一般取扱所において告示で定める火災が発生するものとした場合において、当該火災により当該一般取扱所に隣接する敷地に存する建築物の外壁その他の告示で定める箇所における輻射熱が告示で定める式を満たすこと。

※告示第６８条の２・・・（詰替えの一般取扱所の塀又は壁）

（規則第２８条の５９第２項第１０号）

詰替えの一般取扱所の例

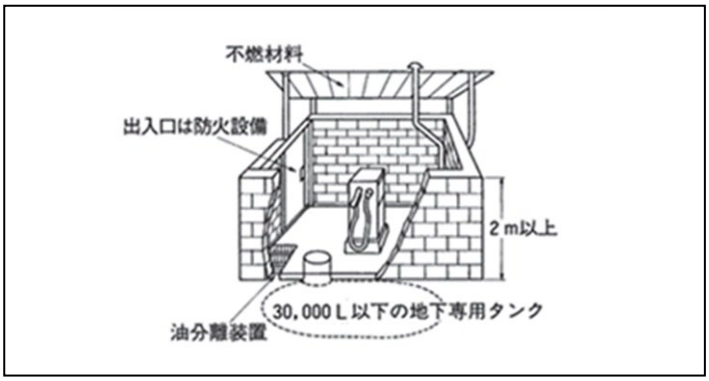

(11)一般取扱所の出入口には、防火設備を設けること。

（規則第２８条の５９第２項第１１号）

(12)ポンプ室その他危険物を取り扱う室は、政令第１７条第１項第２０号に掲げる給油取扱所のポンプ室その他危険物を取り扱う室の例によるものであること。

（規則第２８条の５９第２項第１２号）

(13)一般取扱所に屋根、上屋その他の詰替えのために必要な建築物（以下この項において「屋根等」という。）を設ける場合には、屋根等は不燃材料で造ること。

（規則第２８条の５９第２項第１３号）

(14)屋根等の水平投影面積は、一般取扱所の敷地面積の３分の１以下であること。

（規則第２８条の５９第２項第１４号）

政令第１９条第２項第５号において準用する政令第９条第１項の基準

条　　項	基　　準　　内　　容
第９条第１項第３号	標識、掲示板の設置
第９条第１項第17号	電気設備
第９条第１項第21号	配管の位置、構造及び設備

３　留意事項

(1) 危険物の保有は、容量３万１以下の専用タンクに限られる。　（＊＊）

(2) 地下専用タンクは、政令第１３条第１項、第２項及び第３項に規定する地下タンク貯蔵所に基準によるが次の規定は、適用されない。　（＊＊）

①　政令第１３条第１項第５号　（標識、掲示板の設置）

②　政令第１３条第１項第９号　（注入口）……　掲示板に係る部分に限る。

③　政令第１３条第１項第９号の２（ポンプ設備）

④　政令第１３条第１項第１２号　（電気設備）

(3) 固定注油設備は、政令第１７条第１項第１０号に定める給油取扱所の固定注油設備の

例によるものであり、その概要は次のとおりである。　（＊＊）

①政令第１７条第１項第１０号（固定給油設備等の基準）

②規則第２５条の２（固定給油設備等の構造）

第１号　（ポンプ機器）

第２号　（ホース機器）

第３号　（配管等）

第４号　（外装）

第５号　（火花を発するおそれのある機械器具等）

③規則第２５条の２の２（懸垂式の固定給油設備等の給油ホース等の長さ）

固定注油設備の設置位置

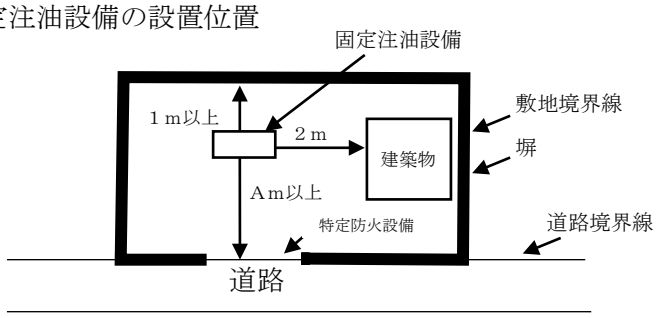

(4) 上記２．(8) に規定する敷地境界線とは、一般取扱所として許可を受けることとなる敷地の境界線の境界であり、設置者の所有する隣地境界線とは異なること。　（＊＊）

(5) 上記２．(10)の一般取扱所の塀又は壁

①告示に定める火災とは次に掲げる火災とする。

一、固定注油設備から容器又は車両に固定されたタンクに注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災

二、規則第２８条の５９第２項第４号の地下専用タンクに危険物を注入中に漏えいした危険物が燃焼する火災

②告示で定める箇所は、次の各号に掲げる箇所とする。

一、一般取扱所に隣接し、又は近接して存する建築物の外壁及び軒裏で当該一般取扱所に面する部分の表面

二、一般取扱所の塀又は壁に設けられた防火設備の当該一般取扱所に面しない側の表面

③、告示で定める式は、次のとおりとする。

$$\int_o^{te} q^2 dt \leqq 2{,}000$$

t_e は、燃焼時間（単位　分）

ｑは、輻射熱（単位　KW/㎡）

ｔは、燃焼開始からの経過時間（単位　分）

（告示第６８条の２）

危険物の火災は、時間とともに輻射熱が変化することが通常であるが、漏えいした危険物のプール火災を想定して、火災開始から一定の輻射熱であると仮定し、「石油コンビナートの防災アセスメント指針　参考資料２　災害現象解析モデルの一例　４．火災爆発モデル」（資料編参照）に掲げる方法により算出して差し支えないこと。

（平成18年5月10日消防危第113号）

④　火災の想定について

ア．固定注油設備からの注油中の火災について

過去の事故事例等を踏まえて、漏えい量を固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を 10 分間と想定する。

イ．　移動貯蔵タンクからの荷卸し中の火災について

移動貯蔵タンクの一槽分（最大４，０００ℓ ）を漏えい量とし、一槽分を荷卸しするのに要する時間（８００ℓ ／分の場合は５分）を漏えい時間として想定する。

※ 原則、想定される最大量である 4,000ℓ を漏えい量とするものであるが、想定される移動貯蔵タンクの一槽分の容量がこれに満たない時は、実容量を漏えい量として計算しても差し支えないもの。

⑤　輻射熱の計算について

ア．防火構造等の建築物

告示第4条の52第2項第1号の規定より、一般取扱所に隣接し、又は近接して存する建築　物の外壁及び軒裏が、耐火構造、準耐火構造、防火構造である場合は、当該建築物の外壁　及び軒裏に対する輻射熱の計算をする必要はないもの。

ただし、防火塀に開口部（網入りガラス）がある場合は、エによる計算が必要であること。

防火構造等の建築物

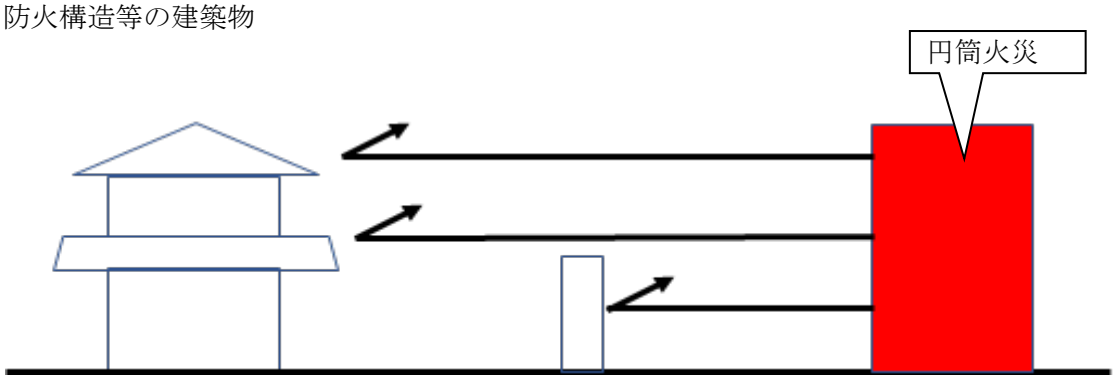

・建築物の外壁及び軒裏が、防火構造、耐火構造、準耐火構造ならば、防火塀のかさ上げ等の必要はない（輻射熱を求める必要はない）

イ　木造の建築物（離れている場合）

木造の建築物であっても想定される火災の場所から離れていて、輻射熱が告示で定める式を満たす場合は、防火塀のかさ上げなどの措置を考慮する必要はないもの。

ただし、防火塀に開口部（網入りガラス）がある場合は、エによる計算が必要であること。

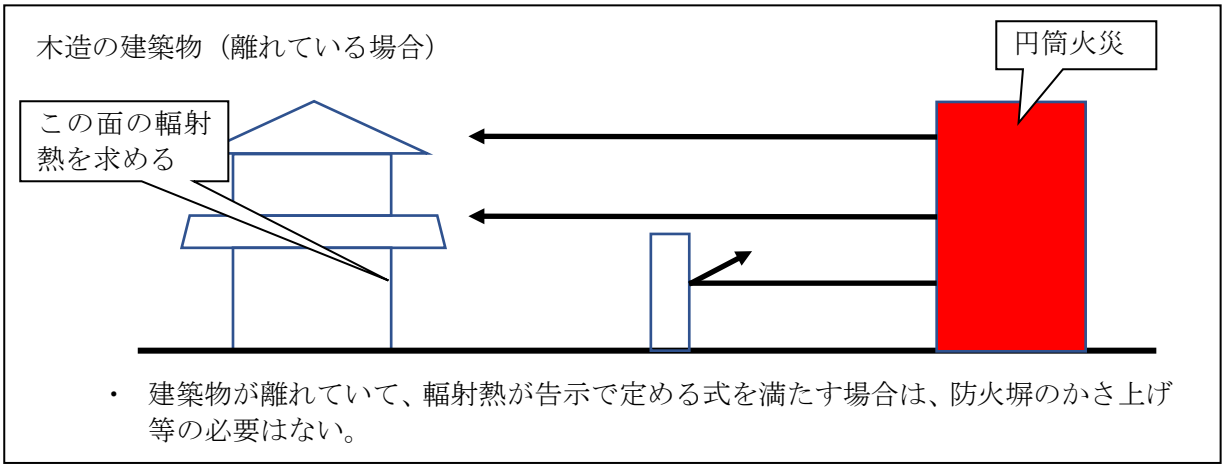

ウ　輻射熱を低減させる措置

一般取扱所を新設する場合等であれば、隣接建築物等の輻射熱を低減させる措置としては、防火塀のかさ上げ（下図）の他、一般取扱所のレイアウトにより火災想定の位置を変更する（固定注油設備、注入口や荷卸しローリー停車位置）ことが考えられるもの。

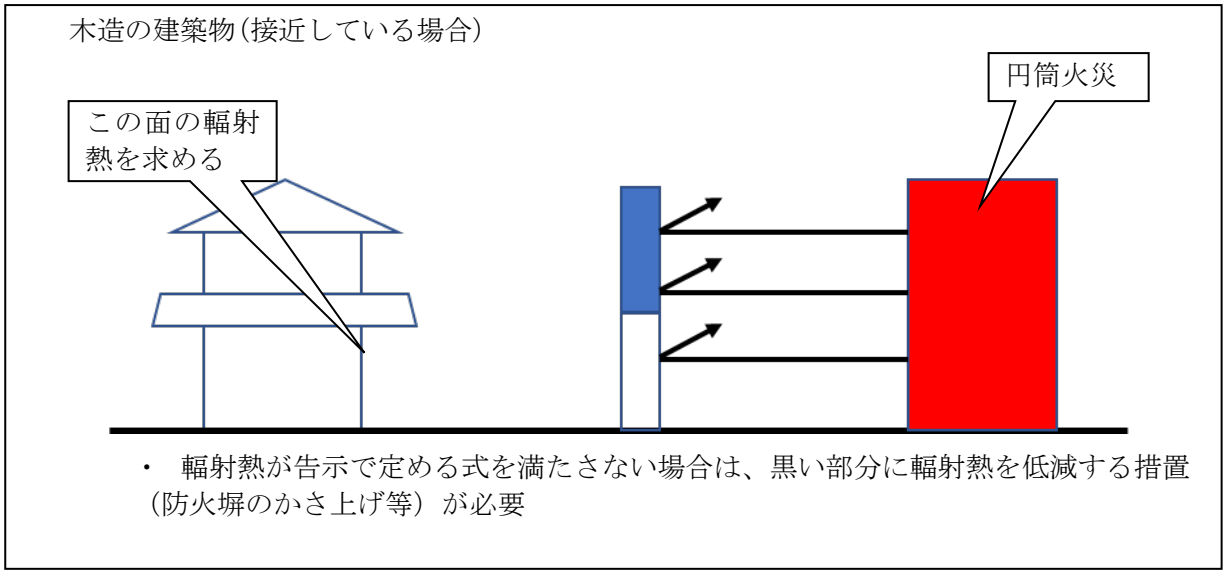

エ　防火塀に開口部（網入りガラス）がある場合

防火塀の開口部に設けた防火設備（一般的には網入りガラス、下図）の一般取扱所に面しない部分の輻射熱の値が告示の式を満たす必要があるもの。この場合、防火塀上部からの輻射熱も考慮する必要がある。

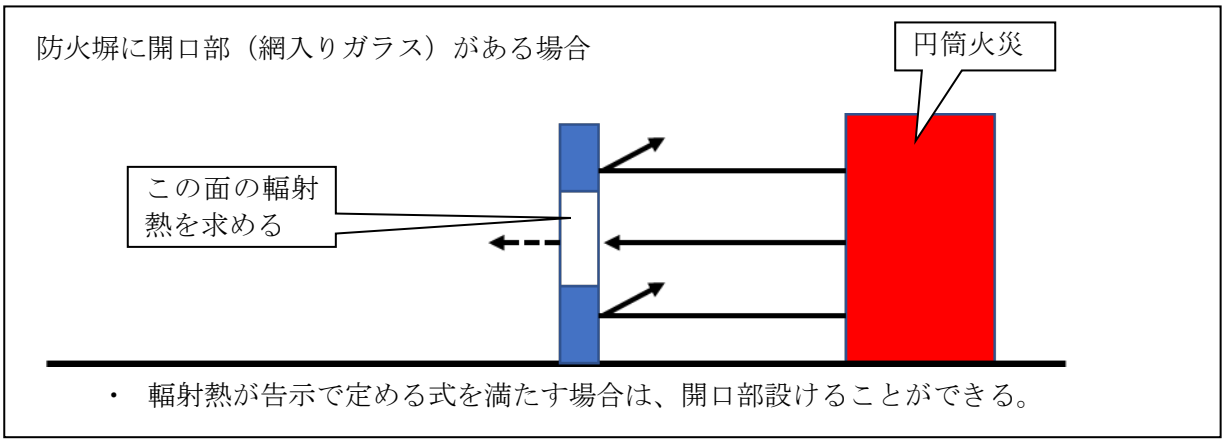

(7)　一般取扱所の火災発生場所について

一般取扱所における火災の想定をする場合、施設によって差が生じるが、過去の事故事例から判断すると、一般的には危険物を実際に取扱う部分が火炎の範囲になると想定される。

①　固定注油設備で容器詰め替えの場合

容器から溢れた危険物や、注油ノズルが外れてノズルの先端部から漏えいした危険物に着火し、火災に至る場合が想定されるため、詰め替え容器を置く部分を中心とした円を想定。

②　固定注油設備で移動貯蔵タンク等に注入する場合

移動タンク等の注入口から危険物があふれ出たり、吐出口が開いていて漏えいした危険物に着火し、火災に至る場合が想定されるため、注入する移動貯蔵タンク等の停車位置の停車場所の中央を中心とした円を想定。

③　注入口の場合

荷卸しに来た移動タンク貯蔵所の荷卸しに使う吐出口が開いていて漏えいした危険物に着火し、火災に至る場合が想定されるため、移動貯蔵タンクの荷卸しに使用する反対側吐出口を外周とした円を想定。

(8) ポンプ室その他危険物を取り扱う室は、政令第１７条第１項第２０号に規定する給油取扱所のポンプ室等の例によるもので、その概要は次のとおりである。　（＊＊）

政令第１７条第１項第２０号

①　イ　（ポンプ室等の床）

②　ロ　（採光、照明及び換気設備）

③　ハ　（可燃性蒸気排出設備）

(9) 当該施設に屋根等を設ける場合は、屋根等を不燃材料で造るとともに、その水平投影面積は、一般取扱所の敷地面積の３分の１以下とする。　（＊＊）

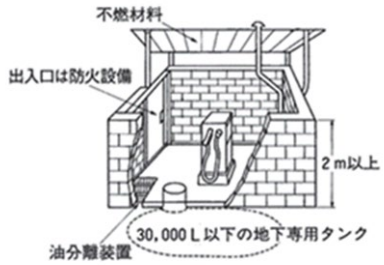

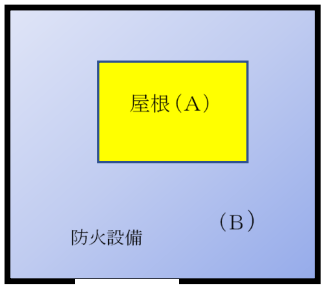

・塀（耐火構造又は不燃材料）
・敷地面積（Ａ＋Ｂ）／３＞屋根の面積（Ａ）

(10) 「不燃材料及び耐火構造」とは、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

(11) 「防火設備」とは、製造所第７．１によること。

第11	油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	令19－２－６

１　油圧装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所（高引火点危険物のみを１００℃未満の温度で取り扱うものに限る。）で指定数量の倍数が５０未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）　（規則第２８条の５４第６号）

２　特例基準

(1) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が５０未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第９条第１項第１号、第２号、第４号から第１１号まで、第１８号及び第１９号の規定は、適用しない。　（規則第２８条の６０第１項、第２項抜粋）

① 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が不燃材料で造られた平屋建の建築物に設置すること。　（規則第２８条の６０第２項第１号）

② 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とすること。　（規則第２８条の６０第２項第２号）

③ 建築物の一般取扱所の用に供する部分の窓及び出入口には、防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。　（規則第２８条の６０第２項第３号）

④ 建築物の一般取扱所の用に供する部分の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。　（規則第２８条の６０第２項第４号）

⑤ 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。(3) において同じ。）は、建築物の一般取扱所の用に供する部分の床に堅固に固定すること。　（規則第２８条の６０第２項第５号）

⑥ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の５分の１未満のものを除く。）の直下には、政令第１３条の３第２項第１号の規定の例による囲いを設けるか、又は建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすること。　（規則第２８条の６０第２項第６号）

⑦ 一般取扱所第５．２．(5) から (8)までに掲げる基準に適合するものであること。　（規則第２８条の６０第２項第７号）

(2) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が５０未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第９条第１項第１号、第２号、第４号から第１１号まで、第１８号及び第１９号の規定は、適用しない。　（規則第２８条の６０第３項抜粋）

① 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。　（規則第２８条の６０第３項第１号）

② 一般取扱所第５．２．(3) から(8) 、一般取扱所第７．２．(1) ．②及び上記 (1) ．⑥に掲げる基準に適合するものであること。　（規則第２８条の６０第３項第２号）

(3) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が３０未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、適合するものについては、政令第９条第１項第１号、第２号、第４号から第１１号まで、第１８号及び第１９号の規定は、適用しない。（規則第２８条の６０第４項抜粋）

① 危険物を取り扱う設備は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅３ｍ以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から３ｍ未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。（規則第２８条の６０第４項第１号）

② 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前①の空地を含む。下記④において同じ。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。（規則第２８条の６０第４項第２号）

③ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の５分の１未満のものを除く。）の直下には、規則第１３条の３第２項第１号の規定の例による囲いを設けること。（規則第２８条の６０第４項第３号）

④ 一般取扱所第５．２．(6) から (8)まで、及び一般取扱所第６．２．(2) ．①に掲げる基準に適合するものであること。（規則第２８条の６０第４項第４号）

政令第１９条第２項第６号において準用する政令第９条第１項の基準

条　　項	基　準　内　容
第９条第１項第３号	標識、掲示板の設置
第９条第１項第12号	屋外設備周囲の囲い
第９条第１項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第９条第１項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第９条第１項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第９条第１項第16号	加熱装置等の安全装置
第９条第１項第17号	電気設備等の構造等
第９条第１項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第９条第１項第21号	配管の位置、構造及び設備
第９条第１項第22号	電動機、ポンプ等

３　留意事項

(1) 形態としては、建築物内において油圧装置及び大型機械の軸受、工作機械等に使用される潤滑油循環装置などで、引火点が１００℃以上の第４類の危険物を１００℃未満の温度で取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が５０未満のものである。

当該一般取扱所は、規則第２８条の６０第２項、第３項又は第４項による３つのタイプがあり、第４項を適用する一般取扱所は、指定数量の倍数が３０未満のものに限る。

（＊＊）

(2) 上記２．(1) の一般取扱所は、不燃材料で造られた平屋建の建築物の一部に不燃材料の壁等で区画した室を設け、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。（＊＊）

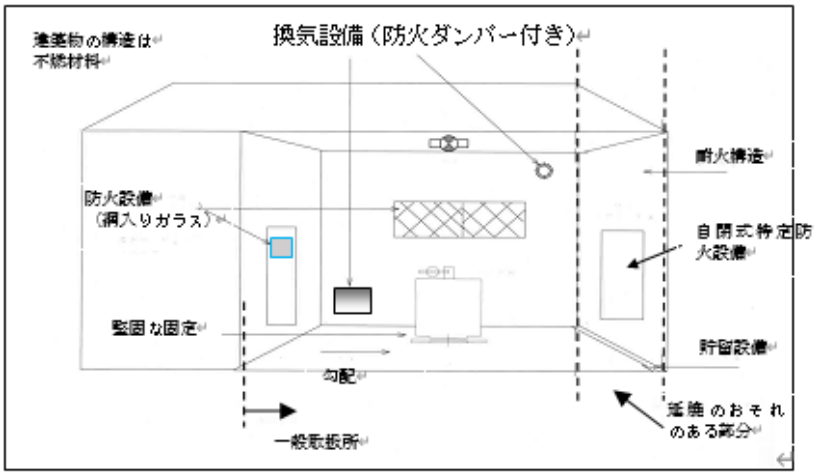

①　「不燃材料及び耐火構造」は、別記４［不燃材料及び耐火構造］によること。

②　「延焼のおそれのある外壁」は、別記７［延焼のおそれのある部分等］によること。

③　「特定防火設備及び防火設備」は、製造所第７．１参照のこと。

④　「規則第１３条の３第２項第１号の規定の例による囲い」は、別記１１［２０号タンク］の８によること。

⑤　一般取扱所第５．２．(5) から (8)までに掲げる基準に適合するものであることから一般取扱所第５．４．(1) ．⑥から⑨参照のこと。

(3) 上記２．(2) の一般取扱所は、建築物の一部に出入口及び換気設備以外の開口部を有しない耐火構造の壁、床等で区画した室を設け、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。（＊＊）

一般取扱所の区画室の構造例

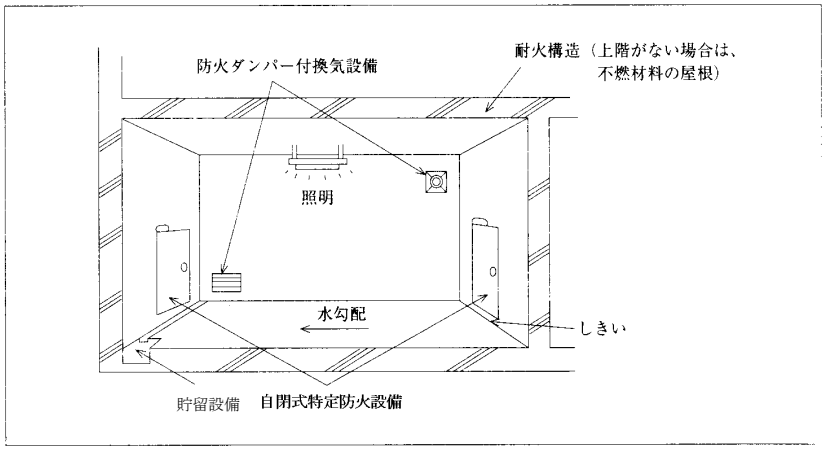

一般取扱所第５．２．(3) から(8) 、一般取扱所第７．２．(1) ．②及び上記 (1) ．⑥に掲げる基準に適合するものであることから一般取扱所第５．４．(1) ．③及び⑤から⑨及び上記３．(2) ．④参照のこと。

(4) 上記２．(3) の一般取扱所は、不燃材料で造られた天井を有しない平屋建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に３ｍの空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。 （＊＊）

一般取扱所の例

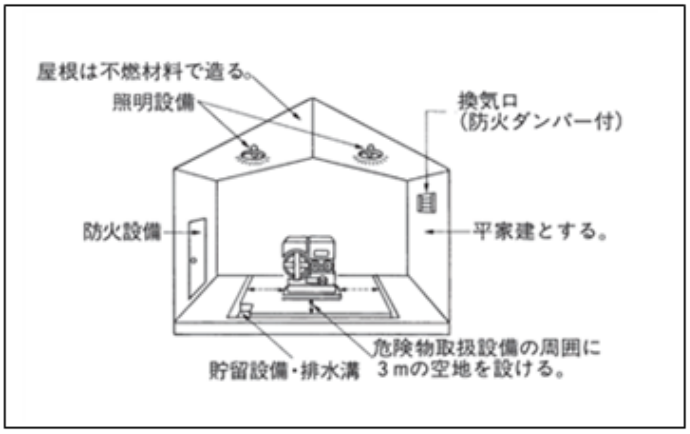

一般取扱所第５．２．(6) から (8)に掲げる基準に適合するものであることから、一般取扱所第５．４．(1) ．⑦から⑨参照のこと。

(5) 消火設備については、「危険物製造所等の消火・警報設備の概要」によること。

なお、当該設備は、倍数等にかかわらず消火困難な製造所等に該当するので留意すること。

第12	切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	令19－２－７

１　切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例

切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置その他これらに類する装置を設置する一般取扱所（高引火点危険物のみを１００℃未満の温度で取り扱うものに限る。）で指定数量の倍数が３０未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

（規則第２８条の５４第７号）

２　特例基準

(1) 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置その他これらに類する装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が３０未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、政令第９条第１項第１号、第２号、第４号から第１１号まで、第１８号及び第１９号の規定は適用しない。　（規則第２８条６０の２第１項、第２項抜粋）

① 一般取扱所第５．２．(1) 及び(3) から(8) まで、第７．２．(1) ．②並びに第１１．２．(1) ．⑥及び２．(2) ．①に掲げる基準に適合するものであること。

（規則第２８条６０の２第２項抜粋）

(2) 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置その他これらに類する装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が１０未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、政令第９条第１項第１号、第２号、第４号から第１１号まで、第１８号及び第１９号の規定は適用しない。　（規則第２８条６０の２第３項抜粋）

① 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅３m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から３m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。　（規則第２８条６０の２第３項第１号）

② 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前①の空地を含む。次③において同じ。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。　（規則第２８条６０の２第３項第２号）

③ 一般取扱所第５．２．(6) から(8) まで、第６．２．(2) ．①及び第１１．２．(3) ．③に掲げる基準に適合するものであること。　（規則第２８条６０の２第３項第３号）

政令第１９条第２項第７号において準用する政令第９条第１項の基準

条　　項	基　準　内　容
第９条第１項第３号	標識、掲示板の設置
第９条第１項第12号	屋外設備周囲の囲い
第９条第１項第13号	危険物を取り扱う機械器具等

第９条第１項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第９条第１項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第９条第１項第16号	加熱装置等の安全装置
第９条第１項第17号	電気設備等の構造等
第９条第１項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第９条第１項第21号	配管の位置、構造及び設備
第９条第１項第22号	電動機、ポンプ等

３　留意事項

(1) 上記２．(1) の一般取扱所は、一般取扱所部分を耐火構造で区画し、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。

① 一般取扱所第５．２．(1) 及び(3) から(8) まで、第７．２．(1) ．②並びに第１１．２．(1) ．⑥及び２．(2) ．①に掲げる基準に適合するものであることから、一般取扱所第５．４．(1) ．①、②及び④から⑨参照のこと。

(2) 上記２．(2) の一般取扱所は、不燃材料で造られた天井を有しない平屋建の建築物内において、危険物を取り扱う設備の周囲に３ｍの空地を設ける設備単位の部分規制の一般取扱所である。

① 空地の保有例としては、一般取扱所第７．４．(2) ．①によること。

② 「貯留設備及び排水溝」は、製造所第９．１．(3) から(5) によること。

③ 一般取扱所第５．２．(6) から(8) まで、第１１．２．(3) ．③に掲げる基準に適合するものであることから、一般取扱所第５．４．(1) ．⑦から⑨まで、第６．４．(1) ．①参照のこと。

(3) 消火設備については、倍数等にかかわらず消火困難な製造所等に該当するので留意すること。

１　熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例

危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所で指定数量の倍数が３０未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）　（規則第２８条の５４第８号）

２　特例基準

危険物以外の物を加熱するため危険物を用いた熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所（指定数量の倍数が３０未満のもの）の基準の特例は、次によることとし、政令第９条第１項第１号、第２号及び第４号から第１１号までの規定は適用しない。

（規則第２８条６０の３第１項、第２項抜粋）

(1) 危険物を取り扱う設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。　（規則第２８条６０の３第２項第１号）

(2) 一般取扱所第５．２．(1) 及び(3) から(8) まで、第６．２．(1) ．①及び②並びに第７．２．(1) ．①及び②に掲げる基準に適合するものであること。

（規則第２８条６０の３第２項第２号）

政令第１９条第２項第８号において準用する政令第９条第１項の基準

条　　項	基　準　内　容
第９条第１項第３号	標識、掲示板の設置
第９条第１項第12号	屋外設備周囲の囲い
第９条第１項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第９条第１項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第９条第１項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第９条第１項第16号	加熱装置等の安全装置
第９条第１項第17号	電気設備等の構造等
第９条第１項第20号	20号タンクの位置、構造及び設備
第９条第１項第21号	配管の位置、構造及び設備

第９条第１項第22号	電動機、ポンプ等

３　留意事項

(1) 当該一般取扱所は、一般取扱所部分を　　るものであるが、更に床と壁は出入口以外の開口部を有しない厚さ７０㎜以上の鉄筋コンクリート造等で区画するものとし、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。

①　上記２．(1) の「危険物の漏えいを防止することができる構造」とは、製造所第９によること。

②　一般取扱所第５．２．(1) 及び(3) から(8) 、第６．２．(1) ．①及び②並びに第７．２．(1) ．①及び②に掲げる基準に適合するものであることから、一般取扱所第５．４．(1) ．①から⑩及び第６．４．(1) ．①、②参照のこと。

(2) 消火設備については、倍数等にかかわらず消火困難な製造所等に該当するので留意すること。

第13-2	蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所	令19-2-9

1　危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

危険物(リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物に限る。)を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所。

(規則第28条の54第9号)

2　特例基準

(1)　危険物(リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物に限る。)を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で危険物を用いた蓄電池設備が※告示で定める基準に適合するものにつては、令第19条第1項において準用する令第9条第1項第12号及び第17号の規定は、適用しない。

(規則第28条60の4第1項、第2項抜粋)

(2)　危険物(リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物に限る。)を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの基準の特例は次によることとし、令第19条第1項において準用する令第9条第1項第1号 、第2号及び第4号から第11号までの規定は適用しない。(設置例については別添①参照)

(規則第28条60の4第1項、第3項抜粋)

①　一般取扱所 第5.2.(3)から(8)、一般取扱所 第7.2.(1)①及び②に掲げる基準に適合するものであること。 (設置例については別添①参照)

(規則第28条60の4第3項抜粋)

(3)　危険物(リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物に限る。)を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所(指定数量の倍数が10未満もので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)の基準の特例は次によることとし、政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第12号までの規定は適用しない。(設置例については別添②参照)

(規則第28条60の4第4項抜粋)

①　一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に設置すること。

(規則第28条60の4第4項第1号)

②　危険物を取り扱う設備は、屋上に固定すること。

(規則第28条60の4第4項第2号)

③　危険物を取り扱う設備は、キュービクル式のものとし、当該設備の周囲に高さ0.15m以上の囲いを設けること。

(規則第28条60の4第4項第3号)

④　2(3)③の囲いの周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該囲いから3m未満となる建築物の壁(出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。)以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該囲いから当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもつて足りる。

(規則第28条60の4第4項第4号)

⑤　2(3)③の囲いの内部は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

(規則第 28 条 60 の 4 第 4 項第 5 号)

(4)　危険物(リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物に限る。)を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所(危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。)の基準の特例は次によることとし、令第9条第1項第1号、第2号、第12号及び第17号の規定は、適用しない。

(規則第 28 条 60 の 4 第 5 項抜粋)

①　危険物を取り扱う設備の周囲に、幅 3m 以上の空地を保有すること。ただし、当該囲いから 3m 未満となる建築物の壁(出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。)以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が耐火構造である場合にあっては、危険物を取り扱う設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地をを保有することをもって足りる。

(規則第 28 条 60 の 4 第 5 項第 1 号)

②　危険物を取り扱う設備は、堅固な基礎の上に固定すること。

(規則第 28 条 60 の 4 第 5 項第 2 号)

③　危険物を取り扱う設備は、キュービクル式とすること。

(規則第 28 条 60 の 4 第 5 項第 3 号)

④　危険物を用いた蓄電池設備は、※告示で定める基準に適合するものであること。

(規則第 28 条 60 の 4 第 5 項第 4 号)

⑤　指定数量の 100 倍以上の危険物を取り扱うものにあっては、冷却するための散水設備をその放射能力範囲が危険物を取り扱う設備を包含するように設けること。

(規則第 28 条 60 の 4 第 5 項第 5 号)

散水設備は、屋外コンテナ等蓄電池設備を適切に冷却できるよう、第 1 種消火設備である屋外消火設備の例によることが適当と考えられる。なお、同一敷地内に存する防火対象物等に設置された屋外消火栓設備であって、その放射能力範囲が屋外コンテナ等蓄電池設備を包含できるものが設けられている場合は、当該消火設備を屋外コンテナ等蓄電池設備の散水設備とみなして差し支えない。　(令和 5 年 9 月 19 日消防危第 251 号通知)

※告示で定める基準(蓄電池設備の基準)

規則第 28 条の 60 の 4 第 2 項及び規則第 28 条の 60 の 4 第 5 項第 4 号の告示で定める基準は、日本産業規格 C8715-2「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システムー第 2 部：安全性要求事項」若しくは日本産業規格 C4441「電気エネルギー貯蔵システムー電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項ー電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

(告示第 68 条の 2 の 2)

「これらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」としては、例えば次のものが考えられること。

1　IEC(国際電気標準会議)62619 又は 62933-5-2 に適合するもの

2　UL(米国保険業者安全試験所)9540A 又は 1973 に適合する

政令第19条第2項第9号において準用する政令第9条第1項の基準

条　　項	基　準　内　容
第9条第1項第3号	標識、掲示板の設置
第9条第1項第13号	危険物を取り扱う機械器具等
第9条第1項第14号	加熱装置等の温度測定装置
第9条第1項第15号	乾燥設備等の直火の禁止
第9条第1項第16号	加熱装置等の安全装置
第9条第1項第20号	20号ﾀﾝｸの位置、構造及び設備
第9条第1項第21号	配管の位置、構造及び設備
第9条第1項第22号	電動機、ﾎﾟﾝﾌﾟ等

3　留意事項

(1) 上記2.(1) の一般取扱所は、一般取扱所部分を耐火構造で区画するものであるが、更に床と壁は出入口以外の開口部を有しない厚さ70㎜以上の鉄筋コンクリート造等で区画するものとし、その室内で危険物を取り扱う区画室単位の部分規制の一般取扱所である。

① 一般取扱所第5.2.(3) から(8) 、及び第7.2.(1) .①及び②に掲げる基準に適合するものであることから、一般取扱所第5.4.(1) .④から⑩及び第7.4.(1) .①(第5.4.(1) .②、③を準用)、②参照のこと。

(2) 上記2.(3) の一般取扱所は、一般取扱所部分を耐火構造である建築物の屋上に設置する部分規制の一般取扱所である。

① 上記2.(3) ①の耐火構造とは別記4「不燃材料及び耐火構造」によること。

② 上記2.(3) ③のキュービクル式のものとは、堺市火災予防条例消防局告示第5号「キュービクル式蓄電池設備の基準」に適合するものであること。

③ 上記2.(3) ⑤の適当な傾斜及び貯留設備、油分離槽とは製造所第9及び第11(1.(2)を除く) の基準に適合するものであること。

別添①

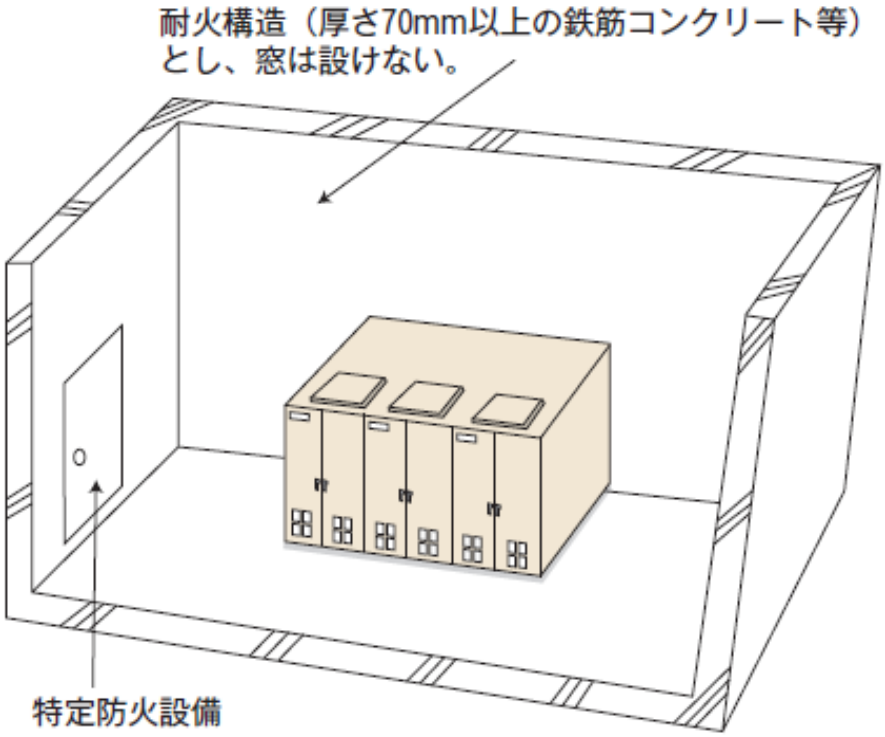

【建築物の一区画及び地階に設置する例】

別添②

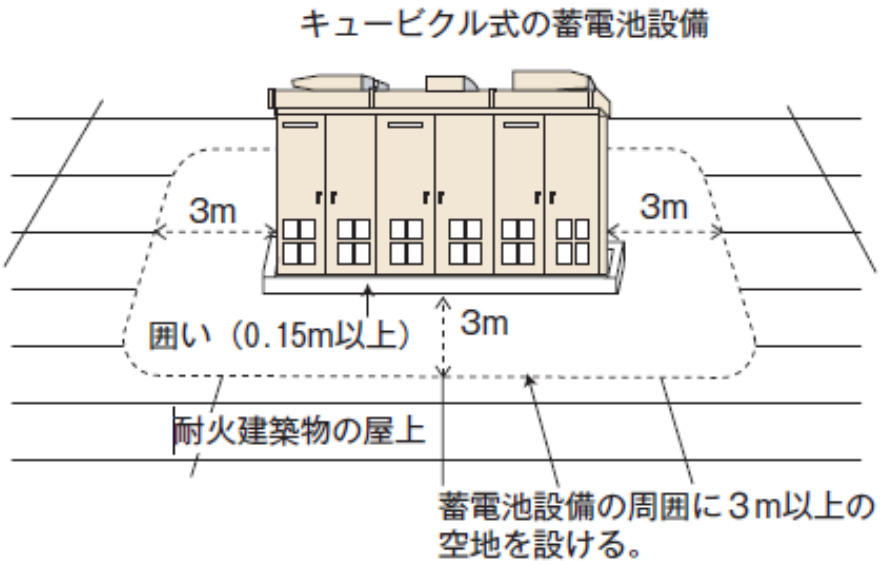

【建築物の屋上に設置する例】

第14	複数の取扱形態を有する一般取扱所	令19-1

1　複数の取扱形態を有する一般取扱所

一般取扱所のうち、その取扱形態を類型化することができるものは、政令第１９条第２項に基づき同条第１項の基準が定められているが、その第１項の基準について政令第２３条を適用し、同条第２項各号に掲げられた取扱形態（第４号及び第５号に係るものを除く。）のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所を室内に設置する場合の運用について、「複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用指針」が定められた。

（平成１０年３月１６日付消防危第２８号）

2　複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用指針

(1) ①アからキまでに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、②及び③に適合し、かつ、(2) ①から⑫までに掲げる位置、構造及び設備を満足するものには、政令第２３条を適用し、政令１９条第１項において準用する政令第９条第１項第１号、第２号及び第４号から第１１号までの規定（①オ及びカに掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあっては第１８号及び１９号の規定を含む。）を適用しないことができるものであること。

① 危険物の取扱形態

ア 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第２類の危険物又は第４類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態

イ 洗浄のための危険物（引火点が４０度以上の第４類の危険物に限る。）を取り扱う形態

ウ 焼き入れ又は放電加工のために危険物（引火点が７０度以上の第４類の危険物限る。）を取り扱う形態

エ ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が４０度以上の第４類の危険物に限る。）を消費する取扱形態

オ 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを１００度未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態

カ 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを１００度未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態

キ 危険物以外の物を加熱するための危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

(2) 一般取扱所の位置、構造及び設備

① 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること。（(1) ①エ及びオに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）

② 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。

③ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ７０㎜以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（(1) ①オ及びカに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。

④ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、(1) ①ア又はイに掲げる危険物の取扱形態を有しない

場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。

⑤　(1) ①エに掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とする。

⑥　危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の５分の１未満のものを除く。）の周囲には、危険物の規制に関する規則（昭和３４年総理府令第５５号。以下「規則」という。）第１３条の３第２項第１号の規定の例による囲いを設けること。ただし、(1) ①オ及びカに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。

⑦　建築物の一般取扱所の用に供する部分には、(1) ①ウに掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報するすることができる装置を設けること。

⑧　危険物を加熱する設備（(1) ①イ又はキの危険物の取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。

⑨　(1) ①キの危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。

⑩　可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生ずる設備を設置する場合はこの限りでない。

⑪　規則第３３条第１項第１号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、規則第３４条第２項第１号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第１種、第２種及び第３種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第４種の消火設備を設けないことができる。

⑫　規則第２８条の５５第２項第３号から第８号及び規則第２８条の５７第２項第２号の基準に適合するものであること。

規則第２８条の５５第２項第３号から第８号及び規則第２８条の５７第２項第２号の基準

条　項	基　準
規則第２８条の５５第２項第３号	窓の禁止
規則第２８条の５５第２項第４号	出入口
規則第２８条の５５第２項第５号	床
規則第２８条の５５第２項第６号	採光・照明・換気
規則第２８条の５５第２項第７号	排出設備
規則第２８条の５５第２項第８号	ダンパー
規則第２８条の５７第２項第２号	安全装置（緊急時危険物供給遮断装置）

各　形　態　の　組　合　わ　せ　表

A 設備 ＼ B 設備	塗装	洗浄	焼入	消費	油圧	切削	熱媒
塗　装		○	△	△	○	○	△
洗　浄	○		△	△	○	○	△
焼　入	△	△		○	○	○	○
消　費	△	△	○		○	○	○
油　圧	○	○	○	○		○	○
切　削	○	○	○	○	○		○
熱　媒	△	△	○	○	○	○	

○：A設備及びB設備が併置されることにより、両設備が影響しあうことによる危険要因が発生しないと考えられる組合わせ

△：基本的には、好ましくない組合わせ
　ただし、安全な措置を講じる場合は可能

第15	高 引 火 点 危 険 物 の 一 般 取 扱 所	令19-3

1　高引火点危険物の一般取扱所

高引火点危険物のみを総務省令で定めるところにより取り扱う一般取扱所については、総務省令（規則第２８条の６１、第２８条の６２）で、第１項及び第２項に掲げる基準の特例を定めることができる。

（政令第１９条第３項）

2　特例基準

(1) 高引火点危険物の一般取扱所の基準

政令第１９条第１項に掲げる基準の特例を定めることができる一般取扱所は、高引火点危険物のみを１００℃未満の温度で取り扱うものとし、基準の特例は表１及び表２のとおりである。

表１

条　　項	基　　準　　内　　容
危規則第１３条の６　第３項　第１号	□保　安　距　離 製造所（危政令第９条第１項第１号）との相違点 ①高圧電線に係る事項は必要ない。 ②高圧ガス施設のうち、不活性ガスのみを貯蔵し、取り扱うものは該当しない。 他は同じ
危規則第１３条の６　第３項　第２号	□保　有　空　地 倍数にかかわらず３ｍ以上を必要とする。 （防火上有効な隔壁を設けた場合は不要）
危規則第１３条の６　第３項　第３号	□　　屋　　根 不燃材料とする。 （金属板その他の軽量な不燃材料でふかなくてもよい）
危規則第１３条の６　第３項　第４号 危規則第１３条の６　第３項　第５号	□　　窓・出入口 防火設備・不燃材料・ガラスのいずれか。 〈延焼のおそれのある外壁にある出入口〉 ①随時開放可能な自動閉鎖の特定防火設備 ②ガラスを使用する場合は網入りガラス

表２

政令第９条第１項を準用する基準

※網掛部分は適用しない

適　用　規　定	規　　定　　の　　内　　容
第９条第１項第１号	保安距離（表１：危規則第１３条の６第３項第１号で規制を受ける）
第９条第１項第２号	保有空地（表１：危規則第１３条の６第３項第２号で規制を受ける）
第９条第１項第３号	□標識及び掲示板
第９条第１項第４号	地階の禁止
第９条第１項第５号	□建築物の構造
第９条第１項第６号	屋根（表１：危規則第１３条の６第３項第３号で規制を受ける）
第９条第１項第７号	窓・出入口（表１：危規則第１３条の６第３項第４，５号で規制を受ける）
第９条第１項第８号	窓・出入口（表１：危規則第１３条の６第３項第４，５号で規制を受ける）
第９条第１項第９号	□床の構造
第９条第１項第１０号	□採光・照明・換気設備
第９条第１項第１１号	□排出設備
第９条第１項第１２号	□屋外設備周囲の囲い
第９条第１項第１３号	□危険物を取り扱う機械器具等
第９条第１項第１４号	□加熱装置等の温度測定装置
第９条第１項第１５号	□乾燥設備等の直火の禁止
第９条第１項第１６号	□加熱装置等の安全装置
第９条第１項第１７号	□電気設備等の構造等
第９条第１項第１８号	静電気除去装置

第９条第１項第１９号	避雷設備
第９条第１項第２０号	□２０号タンクの位置、構造及び設備 ２０号防油堤の高さの制限に係る規定
第９条第１項第２１号	□配管の位置、構造及び設備
第９条第１項第２２号	□電動機、ポンプ等

(2) 高引火点危険物・ローリー、容器充填の一般取扱所の基準

政令第１９条第２項に掲げる基準の特例を定めることができる一般取扱所は、ローリー、容器充填の一般取扱所（規則第２８条の５４第１項第４項）で高引火点危険物のみを１００℃未満の温度で取り扱うもの。

基準の特例は、表３及び表４のとおりである。

高引火点危険物・ローリー・容器充填の一般取扱所の基準

表３

条　　項	基　準　内　容
危規則第１３条の６　第３項　第１号	□保　安　距　離 製造所（危政令第９条第１項第１号）との相違点 ①高圧電線に係る事項は必要ない。 ②高圧ガス施設のうち、不活性ガスのみを貯蔵し、取り扱うものは該当しない。 他は同じ
危規則第１３条の６　第３項　第２号	□保　有　空　地 倍数にかかわらず３ｍ以上を必要とする。 （防火上有効な隔壁を設けた場合は不要）
危規則第２８条の５８ 第２項第３号 危規則第２８条の６２ 第３項第２号	□　建　築　物 二方向以上は、通風のため窓を設けない。 壁、柱、床、はり、屋根・・・耐火構造又は不燃材料 窓・出入口・・・防火設備、不燃材料、ガラスのいずれかで造られた戸

危規則第２８条の５８ 第２項第４号	□　ローリー充塡 車両に固定されたタンクに注入するための設備（移送配管を除く）の周囲に必要な空地を保有すること。
危規則第２８条の５８ 第２項第５号	□　容器充塡 容器に詰め替えるための設備（移送配管を除く）の周囲に必要な空地を第４号の空地以外の場所に保有すること。
危規則第２８条の５８ 第２項第６号	□　空地の基準 ①第４号、第５号の空地は地盤面を周囲の地盤面より高くすること。 ②適当な傾斜をつけること。 ③コンクリート等で舗装すること。
危規則第２８条の５８ 第２項第７号	□ためます、排水溝 ①第４号、第５号の空地には漏れた危険物等が流出しないようにためます及び排水溝を設けること。 ②第４類非水溶性危険物で取り扱う場合は、ためますに油分離装置を設けること。

表４

政令第９条第１項を準用する基準

※網掛部分は適用しない

適　用　規　定	規　　定　　の　　内　　容
第９条第１項第１号	保安距離（表１：危規則第１３条の６第３項第１号で規制を受ける）
第９条第１項第２号	保有空地（表１：危規則第１３条の６第３項第２号で規制を受ける）
第９条第１項第３号	□標識及び掲示板
第９条第１項第４号	地階の禁止
第９条第１項第５号	建築物の構造（表１：危規則第28条の62第3項第2号で規制を受ける）
第９条第１項第６号	屋根（表１：危規則第28条の62第3項第2号で規制を受ける）
第９条第１項第７号	窓・出入口（表１：危規則第28条の62第3項第2号で規制を受ける）
第９条第１項第８号	窓・出入口（表１：危規則第28条の62第3項第2号で規制を受ける）

第９条第１項第９号	床の構造（表１：危規則第28条の62第3項第2号で規制を受ける）
第９条第１項第１０号	採光・照明・換気設備（表1：危規則第28条の58第2項第3号で規制を受ける）
第９条第１項第１１号	排出設備（表1：危規則第28条の58第2項第3号で規制を受ける）
第９条第１項第１２号	屋外設備周囲の囲い
第９条第１項第１３号	□危険物を取り扱う機械器具等
第９条第１項第１４号	□加熱装置等の温度測定装置
第９条第１項第１５号	□乾燥設備等の直火の禁止
第９条第１項第１６号	□加熱装置等の安全装置
第９条第１項第１７号	□電気設備等の構造等
第９条第１項第１８号	静電気除去装置
第９条第１項第１９号	避雷設備
第９条第１項第２０号	□２０号タンクの位置、構造及び設備 ２０号防油堤の高さの制限に係る規定
第９条第１項第２１号	□配管の位置、構造及び設備
第９条第１項第２２号	□電動機、ポンプ等

第16	特　例　の　一　般　取　扱　所	令19-4

1　特例の一般取扱所

アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、アセトアルデヒド、酸化プロピレンその他の総務省令（規則第２８条の６３）で定める危険物を取り扱う一般取扱所については、当該危険物の性質に応じ、第１項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。

（政令第１９条第４項）

2　特例を定めることができる危険物

総務省令（規則第２８条の６３）で定める危険物とは、アルキルアルミニウム等、第４類の危険物のうち特殊引火物のアセトアルデヒド若しくは酸化プロピレン又はこれらいずれかを含有するするもの（以下「アセトアルデヒド等」という。）及び第５類の危険物のうちヒドロキシルアミン若しくはヒドロキシルアミン塩類又はこれらのいずれかを含有するもの（以下「ヒドロキシルアミン等」という。）とする。　（規則第１３条の７）

3　特例基準

(1) アルキルアルミニウム等の一般取扱所の特例

規則第１３条の８（アルキルアルミニウム等の製造所の特例）の規定は、アルキルアルミニウム等を取り扱う一般取扱所に係る政令第１９条第４項の規定による同条第１項の基準を超える特例について準用する。　（規則第２８条の６４）

(2) アセトアルデヒド等の一般取扱所の特例

規則第１３条の９（アセトアルデヒド等の製造所の特例）の規定は、アセトアルデヒド等を取り扱う一般取扱所に係る政令第１９条第４項の規定による同条第１項の基準を超える特例について準用する。　（規則第２８条の６５）

(3) ヒドロキシルアミン等の一般取扱所の特例

規則第１３条の１０（ヒドロキシルアミン等の製造所の特例）の規定は、ヒドロキシルアミン等を取り扱う一般取扱所に係る政令第１９条第４項の規定による同条第１項の基準を超える特例について準用する。　（規則第２８条の６６）

4　留意事項

(1) アルキルアルミニウム等を取り扱う一般取扱所に適用される基準は、政令第１９条第１項において準用する政令第９条第１項及び規則第２８条の６４において準用する規則第１３条の８の基準である。

(2) アセトアルデヒド等を取り扱う一般取扱所に適用される基準は、政令第１９条第１項において準用する政令第９条第１項及び規則第２８条の６５において準用する規則第１３条の９の基準である。

(3) ヒドロキシルアミン等を取り扱う一般取扱所に適用される基準は、政令第１９条第１項において準用する政令第９条第１項及び規則第２８条の６６において準用する規則第１３条の１０の基準である。

(4) 上記(1) から (3)の規則第１３条の８から１３条の１０までの基準については、製造所第２３参照のこと。